

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2514号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

春の息吹

~~~~~ も く じ ~~~~~

情 随 情 情 政 情 政

報 想 報 報 策 報 策

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| 国民保護に関する基本指針を閣議決定       | ..... (2)  |
| 新任都道府県町村会長略歴(愛媛県)       | ..... (5)  |
| 情報セキュリティポリシー等の策定状況(総務省) | ..... (6)  |
| カブセルNOW&NEW             | ..... (7)  |
| 町村週報主要索引(平成17年1月~3月)    | ..... (9)  |
| ひと夏の一断片                 | ..... (10) |
| 政策リーダー                  | ..... (11) |
| 千葉県町村会長・三芳村長 安藤光男       | ..... (11) |

## ◎写真募集◎

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。  
四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。

送り先: 全国町村会・広報部

## 閑話休題

環境衛生の向上で日本の家庭から姿を消したはずの「蚊帳」、一方いつ襲ってくるかわからない「津波」、どんな関係があるのか。きっかけは去年暮れのインド洋大津波だ。世界中に支援の輪が広がり、日本も世界に先駆けて五億ドルの援助を表明した。さらに自衛隊を派遣、防災体制の強化支援にも乗り出した。NGOなどによる民間の援助活動も進んだ。しかし世界の目は「津波」からさらに先に向けられている。もうひとつの津波、「サイレント・ツナミ」沈黙の津波)の存在に思い当たったのである。

## 津波と蚊帳

HKK解説委員長 今井 義典

あの大津波から一カ月後スイスで開かれた国際会議で、世界の経営者や各国首脳、ハリウッドスターまで「今年の最優先課題」として熱っぽく語り合ったのが「貧困問題」だ。貧困ゆえに人類の三分の一が絶望的な状況に置かれ、感染症・飢餓・内戦などで死者は毎年数百万人に達する。インド洋大津波が毎月のように襲ってくる勘定だ。この音もなく続く「ツナミ」に、インド洋大津波で世界が示した善意とエネルギーを振

で寝られるようにしようというわけだ。成算はある。繊維に殺虫剤を染み込ませて編んだ特殊な蚊帳が最近開発された。蚊が触れば数分で死ぬという即効性があり、しかも丈夫で長持ち、汚れたら洗って乾かすと殺虫剤の効能がよみがえる。開発したのはなんと日本の大手化学会社で、製法技術をアフリカの企業に供与し、現地でも生産が始まっている。津波から蚊帳へ、一個三ドル、総額三千億円の大プロジェクトが動き出すとしている。

ト、こどもの罹病率・死亡率が極めて高い。それなら、ひとり残らず蚊帳の中

り向けようというのだ。中でもNGOや企業参加の取り組みとして注目されたのが「マラリア」である。  
マラリアは熱帯特有の感染症で、毎年三億人がかかる。死者は三百万人に達し、アフリカ諸国のGDPを三分の一も引き下げているという。薬の開発が進まず、DDTは環境問題から使用禁止になった。そこで世界が一番注目しているのがあの懐かしい「蚊帳」なのだ。マラリア地帯の人口は十億人、蚊帳の中で安全に寝ていることもはずかしくありません。

# 国民保護に関する基本指針を閣議決定

## ―市町村、当直等の強化で有事に即応―

政府は3月25日、日本が武力攻撃を受けた際の住民の避難・救援やライフラインの確保などについて国や地方自治体の対処措置を示した「国民の保護に関する基本指針」を閣議決定した。

基本指針は、武力攻撃を受けた際の国の責務、権限などを定める国民保護法の具体的な運用基準となるもので、昨年12月に公表した基本指針要旨に地方自治体の意見などを踏まえて肉付けしたもの。具体的には、地方公共団体をまたがる広域的連携を国が積極的に支援することや、市町村も当直制を導入するなど、即応態勢強化を図ること―等の項目が追加されている。

今後は、指針に基づき各都道府県と指定公共機関が平成17年度中に国民保護計画と国民保護業務計画を策定し、18年度中に市町村が国民保護計画をまとめ、国全体の有事体制の枠組みを整えることとなっている。

### 国民の保護に関する基本指針（要旨）

#### 第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護法その他の法令、基本指針並びに国民保護計画及び国民保護業務計画に基づき、次の点に留意しつつ、万全の国民保護措置を的確かつ迅速に実施

基本的な人権を尊重し、国民の自由と権利への制限は必要最小限のもの

とし、公正かつ適正な手続の下に実施  
国民の権利利益の迅速な救済が可能となるようその手続に係る処理体制の確保及び文書の適切な管理を実施

武力攻撃等の状況等について、正確な情報を適時適切に国民に提供

国、地方公共団体、指定公共機関等関係機関相互の連携協力体制の確保、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣の要請など地方公共団体と防衛庁・自衛隊との連携

啓発の実施、消防団及び自主防災組織の充実活性化、ボランティアへの支援を通じた国民の協力

日本赤十字社の自主性を尊重、放

送事業者の言論その他表現の自由に特に配慮、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性を尊重

警報の伝達、避難誘導、救援等については、高齢者、障害者等特に配慮を要する者の保護について留意。

外国人の安否情報の収集等については、国際人道法の的確な実施を確保

国民保護措置を実施する者、運送事業者、医療関係者、生活関連等施設

の管理者及び従事者等並びに国民保護措置の実施に協力する者等の安全の確保に十分配慮

内閣総理大臣が避難の指示等の指示を行ってもなお関係都道府県知事が所要の措置を行うことができないとき等の内閣総理大臣の是正措置

#### 第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

武力攻撃事態の想定については一概に言えないが、次の4類型を想定。

これらの事態は複合して起こることが想定されるが、それぞれの類型に応じその特徴等を整理

着上陸侵攻

ゲリラや特殊部隊による攻撃

弾道ミサイル攻撃

航空攻撃

#### 第3章 実施体制の確立

(1) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、各部署の事務分担、職員の配置等を国民保護計画等で定めるなど、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制を整備。国及び地方公共団体は、研修制度の充実など人材育成に努めること

地方公共団体は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置を実施する体制を整備。特に都道府県においては、防災体制と併せて担当職員による当直等24時間即応可能な体制の確保に努めること。また、市町村においては、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化に努めること

(2) 国の対策本部と地方公共団体の対策本部等が連携して、万全の国民保護措置を実施。内閣総理大臣は、特定の地域における対策が必要であると認めるときは、現地対策本部を設置。現地対策本部は、都道府県対策本部との連絡調整を一元的に実施

#### 第4章 国民の保護のための措置に関する事項

1、住民の避難に関する措置

(1) 警報は、武力攻撃事態等の現状及

## 政 策

び予測、武力攻撃が迫っている地域等を、可能な限りわかりやすく簡潔な表現で文書をもって発令

警報の通知は、防災行政無線を中心に、総合行政ネットワーク等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用。警報の伝達に際しては、武力攻撃が迫り、又は現に発生したと認められる地域に原則としてサイレンを使用して警報を広く周知

市町村は、自主防災組織や町内会等の自発的な協力を得るなどして、各世帯等に警報を伝達。この場合、高齢者、障害者等に対する伝達にも配慮すること

放送事業者である指定公共機関等は、警報の内容を速やかに放送  
(2) 対策本部長は、事態の状況等を総合的に勘案し、特定の地域の住民の避難が必要と判断した場合には、関係都道府県知事に対して避難措置を指示

対策本部長は、都道府県の区域を越える避難措置の指示を行う場合には、関係都道府県から意見を聴取し、国の方針として具体的な要避難地域等について避難措置を指示  
(3) 避難に当たって配慮すべき事項は、次のとおり

・大都市の住民の避難については、多数の住民を遠方に短期間で避難させることは極めて困難であることから、都道府県知事は、十分な避難施設の把握及び指定に努め、対策本部長は、直ちに近傍の屋内施設に避難するよう指示することを基本とし、

その後の事態の推移に応じて適切に指示

・離島の住民の避難については、国土交通省は、地方公共団体による運送の求めが円滑に行われるよう、航空機等の使用状況を調査し、必要な支援を実施

・原子力事業所周辺地域における住民の避難については、対策本部長が、事態の進捗に応じて、適切に避難措置を指示

・自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、国及び地方公共団体は、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国は必要な調整を実施

・半島・中山間地域や原子力事業所近接地域等においては、避難の指示を行うに当たり、都道府県知事は、地域の交通事情等を勘案した上で、自家用車等を交通手段として示すことができること

・弾道ミサイル攻撃など武力攻撃事態の類型に応じて、避難に当たって国民が留意しておくべき事項を整理し、地方公共団体の協力を得つつ、国民に周知

・NBC攻撃の際に避難住民を誘導する場合は、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため帽子、マスク等を着用させること。核攻撃等の場合には、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるとき

は、安定ヨウ素剤の服用をすること等を指示、生物剤又は化学剤による攻撃の場合には、武力攻撃が行われた場所等から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋等に避難するよう指示

(4) 避難措置の指示を受けた都道府県知事は、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対して直ちに避難を指示。この場合、地理的特性等を踏まえ、国道・県道等の主要な避難経路、電車・バス等の交通手段等を示すこと。地方公共団体は、避難住民の運送のための手段を確保できるよう運送事業者である指定公共機関等と緊密に連絡

市町村長は、防災行政無線、広報車等を活用し、避難の指示の住民への伝達に努めること放送事業者である指定公共機関等は、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送

(5) 市町村長は、避難の指示があったときは、国民保護計画やあらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づいた避難実施要領を策定し、避難住民を誘導

市町村長は、高齢者、障害者等の避難を適切に行うため、これらの者が滞在する施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて、避難誘導を適切に実施するため必要となる措置を要請

市町村の職員・消防機関のみでは十分な対応が困難であると認める場合は、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を要請

2、避難住民等の救援に関する措置  
(1) 対策本部長の避難住民等の救援の指示を受けた都道府県知事は、収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の給与等の必要と認める救援を実施。事態に照らし緊急を要する場合は、指示を待たずに救援を実施。この場合、高齢者、障害者等への適切な救援に配慮

(2) 都道府県は、避難所を開設し、避難住民等の健康状態や生活環境、プライバシーの確保等に配慮し、適切に運営管理

食品 飲料水、寝具等については、災害時における調達方法を参考に、あらかじめ供給・調達体制の整備に努めること  
国は、必要に応じ、又は関係都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、食品、生活必需品、燃料等の供給を行うほか、関係業界団体の協力を得る等により、その供給を確保。特に、離島地域における食品、生活必需品等の供給確保に国は特段の配慮をすること

関係都道府県は、大規模な武力攻撃災害の発生により多数の傷病者が発生している場合等においては、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班を編成し、派遣を実施。

(3) 国、都道府県等は、武力攻撃災害が発生した場合、あらかじめNBC攻撃も想定しつつ備蓄した医薬品、医療資機材等を活用

(4) NBC攻撃による災害の場合の医療については、内閣総理大臣が、関

## 政 策

係大臣を指揮して、救急医療チームの派遣、医薬品・医療機器等の提供等の必要な医療活動について、都道府県の協力も得つつ、適切に実施。

生物剤による攻撃の場合には、医療関係者に対してワクチン接種などの所要の防護措置を講じ、治療及びまん延防止に努めること。化学剤による攻撃の場合には、可能な限り早期に患者を除染するなどの措置を実施

(5) 安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報保護及び報道の自由に配慮すること

地方公共団体の長は、避難住民や入院患者等の安否情報を収集整理。

その他の執行機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力

総務大臣又は地方公共団体の長は、安否情報について照会があったときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等を除き、安否情報を提供

指定行政機関、指定公共機関等その他の関係機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めること。

総務大臣及び地方公共団体の長は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集整理に協力

3、武力攻撃災害への対処に関する措置

(1) 国は、自ら必要な措置を講ずるほか、対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、武力攻撃災害への対処に関する

措置の実施について、その方針を示した上で、直ちに指示

都道府県知事は、自ら武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請

(2) 都道府県知事は、住民の危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令し、必要に応じ、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を実施

放送事業者である指定公共機関等は、緊急通報の内容を速やかに放送 (3) 生活関連等施設の所管省庁及び都道府県は、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設をあらかじめ把握

生活関連等施設の所管省庁は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と連絡をとりつつ、その所管する施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めること

内閣総理大臣は、生活関連等施設及びその周辺地域の安全確保のため必要があると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、警備の強化、周辺住民の避難等の措置を実施

都道府県知事は、武力攻撃事態等においては、生活関連等施設のうちその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設(ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所)について、速やかに立入制限

区域の指定を行うよう都道府県公安委員会等に要請

(4) 原子力事業所(略)

(5) NBC攻撃による災害が発生した場合、内閣総理大臣は、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、迅速な情報収集、被災者の救助、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施。緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請

内閣総理大臣の指揮及び都道府県知事からの協力要請等により、消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊は、対処のために必要な措置を実施。この際、防護服の着用など所要の安全を図るための措置を講じた上で対処を実施。生物剤による攻撃の場合にはワクチン接種等の防護措置を講じた上で対処措置を実施。パニック防止のため災害の状況等を広報。生物剤による攻撃の場合には、ワクチン接種に関する情報等を広報し、厚生労働大臣は、必要に応じ、都道府県知事に予防接種を指示

都道府県知事は、建物への立入制限、交通の制限等の措置を講じようとするときは、関係都道府県知事、関係都道府県警察等の関係機関と連絡調整厚生労働大臣又は都道府県知事は、NBC攻撃により生活用水が汚染された場合は、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水制限等の措置を講ずるよう命令

(6) 消防庁長官は、武力攻撃災害防衛のため消火活動及び救助・救急活動

を的確かつ迅速に講じられるようにするため特に必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、消火活動及び救助・救急活動について指示

厚生労働省は、武力攻撃事態等において生物剤を用いた攻撃等により感染症が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、当該感染症を指定感染症として指定し、感染症法上の措置を実施

環境省は、大規模な武力攻撃災害に伴って大量の瓦礫等の廃棄物が発生した場合等には、廃棄物処理の特別を定め、廃棄物を迅速に処理

文化庁長官は、重要文化財等の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、所有者等に対し、所在場所の変更等の措置を命令又は勧告するとともに、所有者等が支援を求めた場合には必要な支援を実施

4、国民の保護のための措置の実施全般についての留意事項

(1) 電気通信事業者は、国、地方公共団体及び指定公共機関等の国民保護措置の実施に係る関係機関の重要通信を優先的に確保

(2) 国及び地方公共団体は、安全性を考慮しつつ、運送事業者である指定公共機関等と協議の上、避難住民・緊急物資の運送を実施する体制の整備に努めること

(3) 都道府県警察は、武力攻撃事態等において避難住民の運送、緊急物資の運送等のルートを確保するため、一般車両の通行禁止等の交通規制を

## 情 報

実施

(4) 関係地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの救援物資の受入・配送体制の整備に努めること

(5) 国は、赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する基準、手続等を定め、これに基づき、指定行政機関の長等許可権者は、必要に応じ、具体的な交付等に関して必要な要綱を作成

5、国民生活の安定に関する措置

(1) 国及び地方公共団体等は、国民生活の安定のため、生活関連物資等の

## 新任都道府県町村会長の略歴

愛媛県町村会では2月16日の定期総会で次のとおり会長を選出した。

(2月16日付就任)

愛媛県町村会長

伊予郡松前町長

白石 勝也

昭和14年11月30日生



【住所】愛媛県伊予郡松前町大字南黒田六〇六番地

【町長に当選するまでの経歴】 昭和39年NHK入局 60年NHK静岡放

価格の安定、金銭債務の支払猶予、

通貨及び金融の安定、教育の確保、雇用の維持等に必要な措置を実施

(2) 地方公共団体等は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を、指定公共機関等は、それぞれ電

気・ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置、臨時回線の設定等通信を確保するために必要な措置、郵便及び信書便を確保するために必要な措置等を実施

(3) 国 地方公共団体及び指定公共機

送局デスク、副部長 平成2年NH

K高知放送局放送部長、副局長 6

年NHK松山放送局企画総務室長

8年NHKきんきメディアプラン四

国制作センター取締役センター長

11年松前町長

【町長としての当選回数】 2回

【町村会関係の経歴】 平成14年伊予

郡町村会長 16年愛媛県町村会副会

長

【主な業績】 岡田中学校武道場建設

公共下水道終末処理場 学校給食

センターの建設 県道八倉松前線バ

イパス工事 松前中学校管理教棟の

建設 養護老人ホームの新築移転

めだかの学校開催 学校生活支援員

の配備 子育て支援センターの開設

公用車両として電気自動車の導入

福祉バス運行開始 プラスステッ

クこみの分別収集開始

【趣味】 旅行、スポーツ観戦

【家族】 妻

関等は、安全の確保に配慮した上で、それぞれの所管する施設及び設備について応急復旧を実施

6、武力攻撃災害の復旧に関する措置(略)

7、訓練及び備蓄

(1) 国及び地方公共団体は、実践的な訓練と訓練後の評価の実施に努めること。指定公共機関等は、国民保護訓練を自主的に実施するとともに、国又は地方公共団体が実施する訓練へ参加するよう努めること。また、防災訓練との有機的な連携に配慮

(2) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、物資・資材の供給要請先等の確実な把握等に努めること

国は、NBC攻撃による武力攻撃災害への対処のため特別に必要なとなる化学防護服、特殊な薬品等の物資・資材の整備又は調達体制の整備等に努めること

地方公共団体は、防災のための備蓄物資・資材を活用できるようにするとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資・資材を備蓄し、又は調達体制を整備

## 第5章緊急対処事態への対処

(1) 武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じ措置を実施するた

め、このような事態を緊急対処事態とし、緊急対処保護措置を実施。緊急対処事態としては、次の事態を想定

原子力事業所等の破壊、石油コンビナートの爆破等

ターミナル駅や列車の爆破等

炭疽菌やサリンの大量散布等

航空機による自爆テロ等

(2) 国は、緊急対処事態対策本部が設置されたときは、地方公共団体及び指定公共機関等と連携協力して、緊急対処事態対策本部を中心に万全の緊急対処保護措置を実施

内閣総理大臣は、特定地域において現地対策本部を設置する必要があると認めるときは、現地対策本部を設置。現地対策本部は、都道府県対策本部との連絡調整を一元的に実施

(3) 緊急対処保護措置については、基本指針第1章から第4章までに定める基本的な方針等及び国民保護措置等について準じた措置を実施

## 第6章国民の保護に関する計画等の作成手続

国民保護計画及び国民保護業務計画の作成・変更に当たっては、広く関係者の意見を求めるよう努めること。指定公共機関等は、業務に従事する者等の意見を聴く機会の確保に配慮

## 政 策

## 情報セキュリティポリシー等の策定状況

総務省

総務省はこのたび、地方自治体の情報セキュリティポリシーの策定状況と個人情報保護条例の制定状況（17年1月1日現在）をまとめた。それによると情報セキュリティ

ポリシーを策定した市区町村は全体（2,892団体）の82・6%にあたる2,390団体となっており、前回調査した16年10月より1・8ポイント増加した。策定率100%の

都道府県は、青森県、群馬県など8県であった。一方、個人情報保護条例を制定している市区町村は全体の85・8%にあたる2,482団体。これも前回

調査より2・0ポイント増加している。制定率100%の都道府県は、神奈川県、新潟など6県となっている。なお都道府県は全団体が策定済みとなっており、なかでも大分は全国で唯一、全市町村が情報セキュリティポリシーと個人情報保護条例を策定・制定している。

## 都道府県別市区町村分集計結果（平成17年1月1日現在）

| 情報セキュリティポリシー策定状況 |             |       |        | 個人情報保護条例制定状況 |             |       |        |
|------------------|-------------|-------|--------|--------------|-------------|-------|--------|
|                  | 策定済み<br>団体数 | 全団体数  | 策定率    |              | 策定済み<br>団体数 | 全団体数  | 制定率    |
| 北海道              | 123         | 208   | 59.1%  | 北海道          | 184         | 208   | 88.5%  |
| 青森県              | 65          | 65    | 100.0% | 青森県          | 53          | 65    | 81.5%  |
| 岩手県              | 55          | 58    | 94.8%  | 岩手県          | 55          | 58    | 94.8%  |
| 宮城県              | 35          | 69    | 50.7%  | 宮城県          | 60          | 69    | 87.0%  |
| 秋田県              | 50          | 67    | 74.6%  | 秋田県          | 61          | 67    | 91.0%  |
| 山形県              | 32          | 44    | 72.7%  | 山形県          | 36          | 44    | 81.8%  |
| 福島県              | 81          | 89    | 91.0%  | 福島県          | 88          | 89    | 98.9%  |
| 茨城県              | 68          | 75    | 90.7%  | 茨城県          | 61          | 75    | 81.3%  |
| 栃木県              | 38          | 47    | 80.9%  | 栃木県          | 41          | 47    | 87.2%  |
| 群馬県              | 63          | 63    | 100.0% | 群馬県          | 32          | 63    | 50.8%  |
| 埼玉県              | 85          | 89    | 95.5%  | 埼玉県          | 88          | 89    | 98.9%  |
| 千葉県              | 71          | 79    | 89.9%  | 千葉県          | 62          | 79    | 78.5%  |
| 東京都              | 51          | 62    | 82.3%  | 東京都          | 58          | 62    | 93.5%  |
| 神奈川県             | 36          | 37    | 97.3%  | 神奈川県         | 37          | 37    | 100.0% |
| 新潟県              | 66          | 79    | 83.5%  | 新潟県          | 79          | 79    | 100.0% |
| 富山県              | 27          | 27    | 100.0% | 富山県          | 15          | 27    | 55.6%  |
| 石川県              | 31          | 36    | 86.1%  | 石川県          | 24          | 36    | 66.7%  |
| 福井県              | 28          | 32    | 87.5%  | 福井県          | 23          | 32    | 71.9%  |
| 山梨県              | 30          | 41    | 73.2%  | 山梨県          | 37          | 41    | 90.2%  |
| 長野県              | 91          | 113   | 80.5%  | 長野県          | 113         | 113   | 100.0% |
| 岐阜県              | 74          | 74    | 100.0% | 岐阜県          | 69          | 74    | 93.2%  |
| 静岡県              | 52          | 69    | 75.4%  | 静岡県          | 54          | 69    | 78.3%  |
| 愛知県              | 86          | 87    | 98.9%  | 愛知県          | 73          | 87    | 83.9%  |
| 三重県              | 26          | 51    | 51.0%  | 三重県          | 46          | 51    | 90.2%  |
| 滋賀県              | 33          | 39    | 84.6%  | 滋賀県          | 37          | 39    | 94.9%  |
| 京都府              | 36          | 39    | 92.3%  | 京都府          | 36          | 39    | 92.3%  |
| 大阪府              | 39          | 44    | 88.6%  | 大阪府          | 43          | 44    | 97.7%  |
| 兵庫県              | 76          | 80    | 95.0%  | 兵庫県          | 74          | 80    | 92.5%  |
| 奈良県              | 29          | 46    | 63.0%  | 奈良県          | 41          | 46    | 89.1%  |
| 和歌山県             | 49          | 49    | 100.0% | 和歌山県         | 31          | 49    | 63.3%  |
| 鳥取県              | 17          | 26    | 65.4%  | 鳥取県          | 26          | 26    | 100.0% |
| 島根県              | 41          | 42    | 97.6%  | 島根県          | 42          | 42    | 100.0% |
| 岡山県              | 48          | 71    | 67.6%  | 岡山県          | 63          | 71    | 88.7%  |
| 広島県              | 55          | 55    | 100.0% | 広島県          | 46          | 55    | 83.6%  |
| 山口県              | 37          | 48    | 77.1%  | 山口県          | 35          | 48    | 72.9%  |
| 徳島県              | 42          | 47    | 89.4%  | 徳島県          | 45          | 47    | 95.7%  |
| 香川県              | 36          | 37    | 97.3%  | 香川県          | 34          | 37    | 91.9%  |
| 愛媛県              | 41          | 42    | 97.6%  | 愛媛県          | 30          | 42    | 71.4%  |
| 高知県              | 28          | 49    | 57.1%  | 高知県          | 31          | 49    | 63.3%  |
| 福岡県              | 95          | 96    | 99.0%  | 福岡県          | 67          | 96    | 69.8%  |
| 佐賀県              | 33          | 40    | 82.5%  | 佐賀県          | 36          | 40    | 90.0%  |
| 長崎県              | 29          | 62    | 46.8%  | 長崎県          | 54          | 62    | 87.1%  |
| 熊本県              | 58          | 85    | 68.2%  | 熊本県          | 61          | 85    | 71.8%  |
| 大分県              | 55          | 55    | 100.0% | 大分県          | 55          | 55    | 100.0% |
| 宮崎県              | 44          | 44    | 100.0% | 宮崎県          | 41          | 44    | 93.2%  |
| 鹿児島県             | 78          | 83    | 94.0%  | 鹿児島県         | 62          | 83    | 74.7%  |
| 沖縄県              | 27          | 52    | 51.9%  | 沖縄県          | 43          | 52    | 82.7%  |
| 計                | 2,390       | 2,892 | 82.6%  | 計            | 2,482       | 2,892 | 85.8%  |

## 情 報

## カプセル Now &amp; New

交流拠点「ラヴニール」北海道  
美瑛町を整備

町は、JR美瑛駅前に交流拠点「ふれあい館ラヴニール」を整備している。都市と農村の交流を促進し、滞在型観光を推進していくのがねらい。鉄骨造り2階建てで、1階に地元農畜産物の加工体験コーナー、2階に宿泊施設を設ける。4月29日にオープンの予定。

ダチヨウ製品のモニター調査を実施 山形県 朝日町

特産品のダチヨウ製品のPRに努めている町は、県等と共同でダチヨウの脂肪を使った肌用クリームとせっけんのモニター調査を実施した。町内の女性100人に配布し、1か月間使用した後、感想をアンケート方式で答えてもらった。結果は今後の商品開発に反映させる。

桜の見所を示したマップを作成 福島県 富岡町

県内有数の桜のスポットとなっている「夜の森公園」桜並木通りがある町の観光協会は、町内に点在する桜の見所を地図で表した「とみおか桜里園（オリオンマップ）」を作成した。町内の公共施設、宿泊施設などに置き、桜まつりの集客や観光PRなどに活用する。

鬼怒川温泉街の回遊促進実験を実施 栃木県 藤原町

町は、鬼怒川温泉街の回遊促進実験を実施した。国土交通省

の委託事業「国土施策創発調査事業」の一環として行ったもので、中心部の空き店舗を活用して懐かしい遊技場を開設するなど昔ながらの温泉街を復活させた。観光客の反応を分析し、好評であれば継続も検討する。

「行政緊急改革プラン」埼玉県 江南町

合併をせず単独での存続を選択した町は、今後の厳しい財政状況に対応していくため、「行政緊急改革プラン」を策定した。実施期間は平成16年度から5年間で、収入役の廃止、町長給料の2割カット、議員定数の10%削減や基金取り崩し、町債の発行などを実施していく。

本会議の議事録をインターネットで公開 神奈川県 中井町

町議会は、議会への関心を高めるため、4月から本会議の議事録をインターネットで閲覧できるように準備を進めている。掲載するのは平成12年3月定例会から平成16年12月定例会までの町長の発言や質疑応答などで、その後の定例会や臨時会の議事録は順次掲載していく。

無線インターネット 富山県 舟橋村

NTT基地局から離れ、ADSLが導入できなかった村は、光ファイバーを利用した無線インターネットサービスを開始した。村と事業者のNTT西日本が協議し実施したもので、基地局から無線で接続できるようにした。村民のみ利用でき、回線

利用料金は月額4800円。

地域団体への補助金を 京都府 南山村

村は、平成17年度から青年団や婦人会、子供会など個別に助成していた補助金を、交付金として各自治区に一括して交付することにした。交付金の使途は各自治区に委ね、地域住民のコミュニティ活動の活性化を図っていくのがねらい。

町長など特別職の給料 大阪府 忠岡町

合併をせず単独での町政運営を選択した町は、厳しい財政状況を克服するため、町長など特別職の退職金を廃止するとともに、町長給料3割カット、教育長給料2割カットなどを実施した。収入役は置いておらず、町長等の給料カットは任期満了まで実施していく。

全国のコンビニでの納税受付を開始 和歌山県 上富田町

町は、平成15年4月に地方自治法施行令が改正されたの受け、平成17年度から全国のコンビニエンスストアで納税できるようにする。納められるのは町・県民税や固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、水道料などで、町民の利便性の向上と徴収率アップがねらい。

口座振替で納付した 山口県 阿武町

町は、水道や公営住宅の使用料などを口座振替で納付した利用者に対し発行していた領収書を廃止した。納付確認は通帳の

記帳で確認できることから廃止したもので、税務申告などで必要な町民に対しては払込証明書を発行する。領収書の印刷代や郵送料等の経費節減がねらい。

町立幼稚園・小・中学校 香川県 庵治町

町教育委員会は、平成17年度から町立幼稚園、小・中学校を現行の3学期制から2学期制へ移行する。教職員や保護者との協議の結果、学習時間にゆとりが生まれ、より適正な成績評価が可能になるなどのメリットが大きいと判断したことから導入することとなった。

砥部焼PRに「砥部陶街道 愛媛県 砥部町

町は、砥部焼の良さを広くPRするため、町内国道沿いに点在する砥部焼に関する施設など53か所を宿場に見立てた「砥部陶街道五十三次」を選定した。原料の陶石を採掘した山や登り窯、陶壁画のある施設などを選び、砥部焼の歴史や文化を楽しむことができる。

村営フェリーのバリアフリー化を推進 鹿児島県 十島村

村は、村営船「フェリーとしま」を改装し、バリアフリー化を図っている。既に通路への展示プロックの設置や車いす利用者が利用しやすい食堂内でのテーブル席の設置などの整備を行っており、平成17年度はエレベーターを設置していく。

## カプセル Now &amp; New

## 健康に生き抜く方法

## ピロリ菌の正体は

えんどうクリニック・院長 遠藤 剛

## 胃炎、胃潰瘍の影に

## ピロリ菌あり

胃炎は過度な飲食やストレスなどが原因で起こる身近な病気です。急性、慢性など症状も様々ですが、胃や背中などがシクシク痛み、その症状が慢性的に続いているという方は、ピロリ菌が影響しているのかもしれない。

ピロリ菌(ヘリコバクターピロリ)は、胃潰瘍などの病気に深く関わっている細菌で、胃酸を中和することで胃の中でも生息することが出来ます。ピロリ菌に感染すると胃炎を起こすことが確認されていますが、多くの人は症状を自覚しません。また、むかつきや胃の不快感、軽い上腹部痛などの症状が起こっても、一週間ほどで治まり、その後は何の症状もないため、ピロリ菌に感染していることに気付かない人がほとんどです。

感染経路はまだはっきりとは分かっていませんが、ほとんどが口を介した感染と考えられています。

す。日本では40歳以上の約8割の人がピロリ菌に感染しているという調査データがありますが、これは上下水道が十分普及していなかったなど、子供の頃の衛生環境が感染に影響したと考えられています。感染予防の方法など、まだ分かっていないことも多いピロリ菌ですが、衛生環境が整った現代では、その感染率は著しく低下しているのです、あまり神経質になる必要はないでしょう。

## 除菌により潰瘍が抑制される

ピロリ菌は胃・十二指腸潰瘍の発生、さらに再発や治りにくさにも深く関係しています。その治療には除菌治療が有効とされています。これまで、胃潰瘍や十二指腸潰瘍は再発しやすく、そのたびに治療が必要な病気でした。しかし、ピロリ菌を除菌すると、完全ではありませんが大部分の潰瘍の再発が抑制されることが分かって

きたのです。

除菌治療は、まずピロリ菌がいるかどうかを確かめる検査から始まります。菌が確認されたら、抗生物質と胃酸の分泌を抑える薬を1日2回、7日間服用するという治療を行います。そして、全ての治療が終了してから4週間後、ピロリ菌が除菌できたかどうかを検査し、菌が確認されなければ除菌完了となります。

ピロリ菌の除菌は、薬を正しく服用すれば約9割の確率で成功するといわれています。成功率の高い治療法ですが、確実に除菌するためには、指示された薬は必ず服用することが重要なポイントです。自分の判断で服用を中止すると、除菌に失敗するだけでなく、治療薬が効きにくくなる性質をもったピロリ菌があらわれることもありますので、注意が必要です。また、治療の副作用として「軟便、下痢」、「味覚異常」などの症状がでることもありますので、主治医または薬剤師と相談しながら治療を進めることを心掛けましょう。



## ■胃炎の原因

バランスの乱れが胃炎を生む

## ● 外因性因子

過度のアルコール摂取、喫煙、暴飲暴食、消炎鎮痛剤、抗生物質など

## ● 内因性因子

精神的ストレス、加齢、タンパク質の不足など

## ■胃炎・胃潰瘍にならないための注意事項

- (1) 過労やストレスを避け、肉体的精神的な安静を保つため十分な睡眠をとる
- (2) 自分の生活リズムに合った規則的な食事を心掛ける
- (3) 食事はバランスを考え、栄養、カロリー、ビタミン、ミネラル類を十分にとる
- (4) ゆっくりとよくかんで食べ、腹八分目を心掛ける
- (5) 刺激の強いものをとり過ぎない
  - ・ 粘膜を傷つけやすいもの(硬いセニイを含む野菜など)
  - ・ 胃液の分泌を刺激するもの(香辛料、塩辛いもの)
  - ・ 胃を拡張させるもの(炭酸飲料や過食など)
  - ・ 熱すぎるもの、冷たすぎるもの
- (6) タバコ、アルコールなどの嗜好品をとり過ぎない

## 情 報

## 町村週報主要索引

平成17年1月～平成17年3月  
2504号～2514号

## (全国町村会長年頭所感)

真の分権型社会の構築に全力を尽くす

全国町村会長 山本文男

2504 (2)

## (総務大臣年頭所感)

新しい時代を築くため諸課題に取り組む

総務大臣 麻生太郎

2504 (3)

## 活 動

地方財政に関する総務大臣・地方六団体の会合を開催  
2507 (2)

全国町村会定期総会開く  
2508 (2)

地方分権推進連盟第1回総会を開催  
2508 (11)

地方六団体  
2508 (11)

## 政 策

2005年は「森林セラピー」元年  
2504 (5)

林野庁研究普及課長 平野秀樹  
2504 (5)

歳入・歳出ともに縮小傾向続く  
平成15年度市町村決算の概要  
2505 (2)

平成17年度関係省庁予算特集号  
2506 (2)

徹底した行財政改革への取組を期待  
平成17年度財政課長内かん  
2507 (4)

ブロードバンド・ゼロ地域脱出計画  
2507 (4)

について「総務省高度通信網振興課  
2507 (17)

出産・子育て支援策の充実が必要  
2509 (2)

少子化社会白書  
2509 (2)

地方交付税、前年度以上を確保  
平成17年度地方財政計画(解説)  
2510 (2)

17年度地方交付税法改正法案を閣議  
決定  
2511 (2)

介護保険改革関連法案を閣議決定  
2512 (2)

地域再生推進プログラムを策定  
2512 (6)

男女共同参画社会に関する世論調査  
2513 (2)

国民保護に関する基本指針案を閣議  
決定  
2514 (2)

情報セキュリティポリシー等の策定  
状況「総務省  
2514 (6)

## 随 想

古きを守り、いやしの里作り  
和歌山県九度山町長

奥野恒太郎 2504 (14)

大空に、夢を広げる風のまち  
富山県大門町長  
2505 (11)

田所 稔 2505 (11)

わが町のコミュニティ活動

茨城県三和町長

館野 喜重郎 2507 (19)

真の自然との共生

福島県金山町長  
齋藤勇一 2508 (16)

村づくりへの理念は「元気」

鹿児島県町村会長職務代理者  
宇検村長

元山三郎 2509 (11)

「三位一体の改革」の面妖

岐阜県御嵩町長  
柳川喜郎 2510 (11)

河合を想う

奈良県河合町長  
岡井康徳 2511 (9)

合併に思う

福岡県犀川町長  
白石春夫 2512 (11)

若者が魅力を感じる町に

石川県町村会長職務代理者  
志賀町長

細川義雄 2513 (9)

ひと夏の一断片

千葉県町村会長・三芳村長  
安藤光男 2514 (10)

## フオーラム

自然が学校、地域で育てる豊かな心

徳島県海部町 2504 (8)

「スロータウン」、スローフードのま  
ちづくりを推進  
長崎県森山町 2505 (6)

釣りキチ三平の里づくり  
秋田県増田町 2509 (6)

都市住民との交流事業を展開

愛知県豊根村 2510 (6)

新しい小豆島の観光地を目指して

香川県池田町 2511 (4)

学研都市精華町における情報化の促進

京都府精華町 2513 (5)

## 情 報

平成16年度地域づくり総務大臣表彰  
2508 (13)

新任都道府県町村会長の略歴  
(滋賀県) 2505 (10)

新任都道府県町村会長の略歴  
(長野県) 2508 (15)

新任都道府県町村会長の略歴  
(静岡県) 2509 (10)

新任都道府県町村会長の略歴  
(広島県) 2510 (10)

新任都道府県町村会長の略歴  
(愛知県) 2513 (10)

新任都道府県町村会長の略歴  
(愛媛県) 2514 (5)

都道府県別市町村数  
(平成17年3月7日現在) 2512 (9)

町村週報主要索引  
(平成17年1月～3月) 2514 (9)

カプセルNOW&NEW  
2504～2505、  
2508～2512、2514

政策リーダー  
2505、2507～2508、  
2510～2514

## 随 想

## ■ひと夏の一断片



千葉県町村会長  
安藤 光 男  
三 芳 村 長

随  
想

東富士五湖道路を抜け精進湖畔に車は進む。かつて、筆坂峠越えは夏ともなると大渋滞をきたし、大変難儀な思いをしたものだ。幹線道路としての高速道路が渋滞するのは広域経済の上からも、日常生活からも大変な不利益であるが、それに連結す

る地方道の整備充実もまた国全体の活力向上に欠かすことのできない要素である。

陸の孤島と言われた南房総にも昨年やっとバイパスが繋がりに、竹岡・館山間が曲がりなりに一本の太い線となった。

それでも東京湾アクアラインや首都東京に直接流れ込む館山道との接続はもう少し先の話だ。

地方経済の活性化はもとより、首都圏の、ひいては日本の活力復権の引き金として一刻も早い整備が待ち望まれるところである。

精進湖畔を右に折れ、暫く進むと上九一色村に出る。ここを通ると必ず10年前の出来事が頭をよぎる。1月には、阪神淡路大震災、3月には地下鉄サリン事件そして5月にはオウム施設の大捜索。近年はあまりにも変化が激しく、多様化しすぎているのだろう。地方自治が懸命に追いつこうとしても近づけないもどかしさをいやがうえにも痛感させら

れる出来事だ。た。日本中がだれてる感じ」との名言が人口に膾炙したのはこの頃だったと記憶している。真夏の太陽を浴び車は進む。目指すは昇仙峡だ。甲府駅を過ぎて左折、更に山間部に入る。この付近には、湯村温泉や信玄誕生の地と言われる積翠寺などがある。今でこそ観光客も数多く立ち寄る温泉地だが、信玄がつつじが崎に館を構えた16世紀の頃にはまったくの秘湯であり、信玄の隠れ湯でもあったと言う。

関東甲信越周辺には多くの温泉地がある。火山帯の走る地だけに、景勝地も多く、道路網の充実も房総の比ではない。何年も前のことだが、この地の温泉で会った年配の女性に、「房総には二度と行きたくない」と言われ、大変なショックを味わった経験がある。房総は交通の便が悪いし、これと言って見て楽しむところもないとの仰せであった。

確かにそのとおりか。人工的に温泉や景観を作り出すわけにもいかない。となれば、いかに人との交流を図るべきか、特に都会の人の心に響くもの、もう一度訪れてみたいと言う思いを抱かせるには、道路はさておき他に何ができるか。この辺を行政も住民も真剣に知恵を出し合っていかなければならない。

昇仙峡への道路はよく整備され「仙ヶ滝」へも駐車場から簡単に歩けるようになっていて、川沿いに歩いて瀧に到ると、水しぶきや水音に胸打たれた往時の神秘の名残がさすがに感じ取れた。交通網整備の功過の

妙、と言ったところか。

その夜は畑から突然温泉が噴出し大観光地となった石和温泉でのんびり汗を流す。甲州には武田信玄に關わる史跡や寺院など数多いが、菩提寺である恵林寺、信玄墓は是非回ってみたい。特に恵林寺は、その名を聞いただけで胸が高鳴る。

恵林寺は甲斐の国随一の名刹、夢窓疎石の開山とある。信玄は快川和尚に帰依し、寺領を献じ、禅や政の師と仰いだ。後年快川和尚は織田信長に攻められ焼殺されるが、その折に、「心頭滅却すれば火も自ずから涼し」と残した言葉は禅僧の悟りの境涯を示したものだ、一国の主たる信玄もまたその豪壮な堂宇と地泉回遊式の庭園に、60余州統一後の扶桑国の理想を讀んでいたのだろうと思う。甲府盆地は笛吹川、釜無川、御勅便川などの合流地点で、常に水害に悩まされてきた。特に竜王町（現在は甲斐市）付近の水害はひどく、治水は住民の永年の念願だった。信玄は川除用の堤防を築き（信玄堤）住民の苦難を解決したと言つ。優れた武將、軍略家、政治家であった信玄の土台は、常に「人」にあったことがわかる。

政治に携わる身にとって、住民の願いを前に、広く異領域に眼を広げ、近未来の理想を確と据え、さて何が差し迫って大切な課題があるかを適切に選択する判断力、そして実行力がリーダーに欠かせない資質ではあるまいかと思いつつ下部温泉へと向かっていった。

鄙の里（ひなのさと）の春



## 情 報

## 政策リーダー

## 政策リーダー

消防力の整備指針に関する調査  
検討会報告まとまる

消防庁は平成15年10月に「消防力の整備指針に関する調査検討会」を設置して以来、消防責任を担う市町村が的確にその役割を果たせるよう改めて現在の消防体制を点検し、危機管理等も含めた今後の市町村の消防力の水準のあり方について調査検討を行ってきた。

この度、同調査検討会は市町村が目標とすべき新しい整備指針の方向性と具体的内容を示した報告書を取りまとめた。

主な内容は、消防ポンプ自動車と救急自動車の搭乗隊員の兼務を容認すべき。消防ポンプ自動車等の装備に係る技術進歩による搭乗人員を減じることができるようになるべき。

NBC災害対応資機材の配置や同報系無線の設置、消防本部と消防団の通信設備の整備等防災・危機管理に関する基準を導入すべき。予防業務の高度化・専門化に対応するため予防要員の資格制度を新たに創設し、消防本部・消防署において専ら予防業務を担当する係には少なくとも資格者を1名以上配置すべき。病院間の転院搬送において医師等の医療従事者が同乗する場合には救急隊の搭乗隊員を2名とすることができるとすべき等々。

報告書に基づき消防庁長官告示名称を「消防力の基準」から「消防力の整備指針」と改め、4月1日から施行することとしている。

## 半島振興法延長・充実が決定

―平成27年まで10年間の延長―

全国半島振興市町村協議会(会長 脇本北海道知内町長、会員数 約300市町村)の最大の懸案事項であった半島振興法の延長、充実が実現した。

衆議院国土交通委員会(橋 康太郎委員長)は法期限の延長と各種支援策の充実することを内容とする「半島振興法の一部を改正する法律案」をまとめ、委員長提案により第162国会に提出、3月23日衆参両院とも全会一致で可決され成立した。

今回の改正では、法律の有効期限を10年延長するとともに、目的規定を改定し、「半島地域の自立的発展」を目的に追加した。また、風水害・地震・津波等の災害防衛のための施設等の整備、地域間交流の促進が、新たに半島振興計画に盛り込まれることになったほか、農林水産業の振興(生産基盤の強化、地域特産物の開発、鳥獣被害防止等)、観光その他の地域間交流の促進が配慮規定に追加し、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実が拡充され、さらに、地方税の不均一課税時の減収補てん措置(旅館業の追加)が拡充された。

今後、延長・充実された同法に基づき、各都道府県において新たな半島振興計画を作成し、半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上に向け、新たな取り組みが進められることとなる。

「食料・農業・農村  
基本計画」を閣議決定

政府は25日、今後10年間の農政の指針となる、「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定した。

食の安全に対する関心の高まり、農業就業人口の減少、グローバル化の進展など、前回計画以降顕著になつてきた課題を踏まえ、消費者の視点を反映させるほか、農家や地域が主体性と創意工夫を発揮できる施策の構築を行う。

食料自給率については、カロリーベースに加えて、国産比率が高い野菜・果物の生産を反映させるため、生産額を基にした金額ベースの目標を新たに設定。カロリーベースでは、現計画で10年度に45%としていた目標を5年間先送りし、金額ベースの目標については、03年度で70%の自給率を15年度に76%と設定した。

また、具体的な施策としては、トレサビリティシステムの導入拡大、食育活動の推進等による食の安全の確保、担い手への支援集中化と集落営農組織の育成、担い手に対する農地の利用集積、リース方式での株式会社等の新規参入等による農地の効率的利用の促進、品目横断的な経営安定対策への転換、自然循環機能の維持のための環境負荷を低減する農業への支援、棚田等の農村景観に配慮した施設整備や土地利用の推進、過疎化、高齢化の著しい中山間地域等に対する総合的施策の展開―等を進めるとしている。

## 車両共済のご案内

( 自動車総合保険の車両保険 )

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら、

・通常に新規でご加入するよりも **40%割引**

( 町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、9等級からスタートします。  
詳しい内容につきましては、取扱代理店の(株)千里にお問い合わせください。 )

・**集団扱契約によりさらに 5%割引**

で「車両共済(保険)」にご加入できます。

車両共済(保険)は、お車が衝突接触・火災・盗難・台風・いたずらなどの偶然な事故によって損害を被った場合に共済(保険)金をお支払いします。



補償範囲・免責金額(自己負担額)は、各種加入タイプがあります。

年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定すると保険料が割引になります。

また、新車やエコカーなどはさらに保険料が割引になります。

| お車の条件    |             |
|----------|-------------|
| 車名       | トヨタ カローラ    |
| 型式       | NZE121      |
| 初度登録     | 平成16年1月     |
| 年齢条件     | 30歳以上(家族限定) |
| 共済(保険)金額 | 150万円       |



| 掛金(保険料) |         |         |
|---------|---------|---------|
|         | 車両免責なし  | 車両免責5万円 |
| 一般車両    | 46,920円 | 42,100円 |
| 車対車+A   | 24,160円 | 20,530円 |

( ) 上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(9等級)の場合です。  
なお、掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

**株式会社 千里**  
( 取扱代理店 )

- フリーダイヤル 0120-731-087 ( 受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時 )  
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
  - FAX番号 03-3519-7325
  - ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>
- 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものであります。